# 災害時における帰宅困難者の受入れ等に関する協定(案)

川越市(以下「甲」という。)、埼玉県(以下「乙」という。)及び指定管理者〇〇〇(以下「丙」という。)は、災害等により公共交通機関が広範囲に運行を停止し、帰宅が困難となった者(以下「帰宅困難者」という。)が発生した場合において、帰宅困難者が混乱し円滑な応急救護活動を阻害しないように、また、帰宅困難者自身の安全を確保するため、帰宅困難者を一時的に受け入れる施設(以下「一時滞在施設という。」)としてウェスタ川越の公共施設部分を利用することについて、以下のとおり協定を締結する。

### (目的)

第1条 本協定は、甲がウェスタ川越の公共施設部分を帰宅困難者一時滞在施設として 利用するに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

#### (開設の要請)

第2条 甲は、帰宅困難者の一時滞在施設の開設が必要となった場合には、丙に対して、 ウェスタ川越の公共施設部分の全部又は一部を一時滞在施設として開設し、運営する ことを要請するものとする。

# (帰宅困難者の受入)

- 第3条 丙は、前条の要請があった場合には、施設内の安全点検を実施し、当該施設への帰宅困難者の受入が可能と判断したときは、乙と協議の上、当該要請を受諾し、帰宅困難者一時滞在施設として利用可能な部分について、甲に回答するものとする。
- 2 丙は、前条の要請に応じられない事由があるときは、その旨を甲に連絡するものと する。
- 3 受入期間は、原則3日以内とする。

### (支援内容)

- 第4条 丙が、一時滞在施設に帰宅困難者を受け入れる場合は、次に掲げる事項の全部 または一部を行うものとする。
  - (1) 帰宅困難者に対し、第3条第1項の回答をした区域について、一時滞在施設として開設し運営すること。
  - (2) 帰宅困難者に対し、丙が提供可能な飲料水、食料、毛布等を提供すること。
  - (3) トイレやゴミの処理などの施設の衛生管理を行うこと。
  - (4) 帰宅困難者に対し、一時滞在施設として開設している旨の表示をすること。
  - (5) 前各号に関して必要な人員を確保すること。
  - (6) その他丙が帰宅困難者受入等に関して協力できる事項。

### (施設の運営)

第5条 丙は、この協定に定める事項以外の事項については、「大規模地震の発生に伴 う帰宅困難者対策のガイドライン(内閣府(防災担当))」に沿って、運営を行うもの とする。

# (受入の解除)

- 第6条 丙は、次の各号に該当する場合、一時滞在施設を閉鎖し、かつ、帰宅困難者の 退去を求めることができるものとする。
  - (1) 甲が、公共交通機関の運行再開等により、一時滞在施設の必要がなくなったと判断し、丙に連絡した場合
  - (2) 丙の施設が非常用電源の燃料枯渇等により、当分の間停電が継続することとなり、丙が、一時滞在施設しての運用が困難だと判断し、甲に連絡して了承された場合
  - (3) 丙が一時滞在施設としての安全管理を実施した結果、一時滞在施設としての安全管理できないと判断し、甲に連絡して了承された場合
  - (4) その他、甲、乙及び丙が協議の上、一時滞在施設を閉鎖する必要があると認めた場合

# (費用負担)

第7条 帰宅困難者の支援に要する費用については、原則として甲が負担するものとする。ただし、その他必要に応じ甲、乙及び丙で協議の上、対応するものとする。

### (損害)

第8条 丙が第3条第1項の回答をした場合において、丙又は丙が受け入れた帰宅困難者に損害が発生したとき、又は発生する恐れがあるときは、甲、乙及び丙で協議の上対応を検討するものとする。

### (定期的な訓練)

第9条 丙は、一時滞在施設の開設に係る訓練を行ない、開設に必要な手順や体制を確認するものとする。

### (支援)

第 10 条 甲は、丙が一時滞在施設への帰宅困難者の受入のため、平時から、物資の配備、訓練の実施等を行う場合において、その支援体制を確立するよう努めるものとする。

#### (協議)

第 11 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関する疑義については甲、乙及び 丙で協議の上、定めるものとする。

### (その他)

- 第12条 丙はこの協定により指定された一時滞在施設の受入想定人数及び算出根拠を 甲へ提出するものとする。
- 2 甲は前項の規定により丙から提出された情報について、外部への公表をしないものとする。
- この協定の成立を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙が記名、押印の上、そ

れぞれ1通を所持する。

令和 年 月 日

埼玉県川越市元町一丁目3番地1 甲 川越市

川越市長

印

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号 乙 埼玉県

埼玉県知事

埼玉県西部地域振興ふれあい拠点施設 川越市文化芸術振興・市民活動拠点施設 丙 指定管理者 ○○○ 代表者 ○○○○